

商品概要説明書

J Aあきがわ住宅ローン・住まいる いちばん ネクストV（全国保証付）

（令和8年10月1日現在）

商品名	J Aあきがわ住宅ローン・住まいる いちばん ネクストV
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 65 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。（一般団信のみご加入の場合） なお、最終償還時の年齢が満 80 歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定の 18 歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能となります。 ○前年度税込年収が 100 万円以上ある方。（自営業者の方は前年度税引前所得とします） ○勤続年数が 1 年以上の方。（給与所得者以外の方は 2 年以上） ○団体信用生命保険に加入できる方。 ○当 J A が指定する保証機関（全国保証株式会社）の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。 ○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
資金使途	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とした、次の場合とします。 ①住宅の新築 ②土地の購入（3 年以内に新築し、居住する予定があること） ③新築住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む） ④中古住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む） ⑤住宅の増改築・改装・補修 ⑥借換資金（当 J A 住宅ローンの借換不可） ○①～⑥に係る諸費用（保証機関への保証料、火災共済（保険）掛け金、仲介料、登記手数料、造成費用、消費税等）

借入金額	○100 万円以上 20,000 万円以内とし、1 万円単位とします。 ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）に対する割合が当 J A の定める範囲内であり、かつ担保価格の範囲内とします。
借入期間	○2 年以上 40 年以内とし、1 か月単位とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間（3 年・5 年・10 年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 お借入時の利率は、毎月決定し、当 J A の店頭およびホームページでお知らせいたします。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】 お借入時の利率は、毎月決定し、当 J A の店頭およびホームページでお知らせいたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、10 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5 年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は 5 年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。

担保	○ご融資対象物件（建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。）に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ○借地上の建物などの場合には、当 J A が指定する保証機関所定の審査基準により、建物に時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済（保険）にご加入のうえ、火災共済（保険）金請求権に第 1 順位の質権を設定させていただきますことがございます。												
保証人	○当 J A が指定する保証機関（全国保証株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	○一括前払方式・分割後払方式のいずれかよりご選択いただけます。 ①一括前払方式 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 （0.08％、0.15％、0.20％、0.30％、0.40％のいずれか。） 【お借入額 1,000 万円あたりの一括支払保証料（0.20％）（例）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>10 年</td><td>20 年</td><td>25 年</td><td>30 年</td><td>35 年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>79,410</td><td>142,110</td><td>169,090</td><td>192,970</td><td>213,780</td></tr></table> ②分割後取方式 お客様から当 J A へのお支払いいただく利息の中から当 J A が保証会社へ支払います。この場合、お借入利率は年 0.08％～0.40％上乗せされた利率が適用されます。	お借入期間	10 年	20 年	25 年	30 年	35 年	保証料（円）	79,410	142,110	169,090	192,970	213,780
お借入期間	10 年	20 年	25 年	30 年	35 年								
保証料（円）	79,410	142,110	169,090	192,970	213,780								
団体信用生命保険	○当 J A 所定の 4 種類の団体信用生命保険のいずれかにご加入いただけます。 なお、一般団体信用生命保険の保険料は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><td>団体信用生命保険名</td><td>加算利率</td></tr><tr><td>団体信用生命保険（特約なし）</td><td>なし</td></tr><tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.30％</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.30％</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付・就業不能保障団体信用生命保険</td><td>年 0.30％</td></tr></table>	団体信用生命保険名	加算利率	団体信用生命保険（特約なし）	なし	がん保障特約付団体信用生命保険	年 0.30％	三大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.30％	三大疾病保障特約付・就業不能保障団体信用生命保険	年 0.30％		
団体信用生命保険名	加算利率												
団体信用生命保険（特約なし）	なし												
がん保障特約付団体信用生命保険	年 0.30％												
三大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.30％												
三大疾病保障特約付・就業不能保障団体信用生命保険	年 0.30％												

手数料	○ご融資の際、J Aに対して33,000円の不動産担保事務手数料（消費税等を含む。）及び保証機関に対して55,000円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、J Aに対して次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…繰上時借入残高×0.55%（消費税等含む。） ②一部繰上返済の場合…5,500円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、当J Aに対して5,500円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は、当J Aに対して5,500円の取扱手数料（消費税等含む。）が必要です。																
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または業務部（042-559-5111）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士 会仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～16:00	第一東京弁護士 会仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～16:00														
第一東京弁護士 会仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														

その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
------------	---

J A あきがわ